

平成27年度 文部科学省委託
防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業

「通学路安全推進事業」実践事例集



秋田県教育委員会

は じ め に

学校は、子どもの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な学校環境と通学路が確保されている必要があります。

しかし、平成24年4月亀岡市における登校中の児童等が死亡する交通事故や平成26年7月倉敷市における下校中の児童が連れ去られる事件が発生するなど、児童生徒等が被害に遭う事件や事故が後を絶ちません。また、平成27年6月には「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備」について、道路交通法が改正・施行されたことなどから、通学時の安全確保のための体制を整備するとともに交通安全や防犯に対する教育の充実が求められています。

本事業は、文部科学省の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」における「交通安全領域」に係る事業であります。本県では、「通学路安全推進事業」の名称の基、警察や道路管理者等の関係機関と教育委員会、学校等が連携し、「交通安全を確保するための体制の構築や合同点検の実施」「交通安全の意識や技能を高めるための教育手法等の開発や普及」を目的として取り組んでいるところです。

本年度は、横手市を対象としての取組を支援しました。

本年度の成果としては、

- 1 合同点検では、通学路の交通安全の確保に向けた取組により、学校・道路管理者・警察の三者のほか、PTAや地域との連絡体制を強化することができた。
- 2 学校での連絡協議会では、関係者が一堂に介し、危険箇所への対応について十分に話し合うことで、連携して対策していくことを確認することができた。
- 3 交通安全教育では、児童が実際の道路を横断しているかのような感覚で取り組むことができるシミュレータを活用することで、安全な横断方法を学習することができた。
- 4 通学路安全対策アドバイザーからは、危険箇所等の合同点検や朝の通学時間帯における実地調査を踏まえた助言をしていただいた。それを基に、道路管理者等の関係機関へ具体的な要望を行うことができた。

などが挙げられます。

児童の交通事故を防止するためには、危険を予測し安全な行動をとるための交通安全教育の徹底を図るとともに、安心して通行できる通学路の確立が不可欠です。今後も学校と地域の関係機関が連携・協働し、通学路の安全確保に向けた取組を進めていきたいと考えております。

最後になりましたが、本事業に御協力いただきました皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成28年2月

秋田県教育庁保健体育課

課長 木浪 恒二

目 次

はじめに

I	通学路安全推進事業の概要図	1
II	通学路安全推進事業の紹介	2
III	推進委員会の開催	4
IV	合同点検	6
V	登校時間帯の点検	13
VI	通学路安全推進会議の開催	14
VII	連絡協議会開催学校の取組	
1	横手市立植田小学校	16
2	横手市立増田小学校	18
VIII	「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教育	20
IX	通学路安全マップ	23
1	横手市立睦合小学校	24
2	横手市立十文字第二小学校	25
3	横手市立境町小学校	27
X	資料編	
1	通学路における緊急合同点検等実施要領 (「通学路の交通安全の確保の徹底について」平成24年5月30日付別紙)	29
2	通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について (平成25年12月6日付)	31

I 通学路安全推進事業の概要図

県教育委員会

推進委員会

県道路管理者、県警察、大学関係者等の学識経験者により構成。

広域的な通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザー派遣の決定など、本事業の効果的な実施を推進する。

通学路安全対策アドバイザーの委嘱

道路行政に詳しく、道路整備や交通規制の専門的知見がある有識者をアドバイザーとして委嘱する。



事業の普及啓発

事業の取組状況等について、実践事例集を作成し、県内の全小学校に配付して、普及啓発を図る。

通学路安全対策アドバイザーの派遣

市町村教育委員会

市町村連絡協議会

地域の実情を踏まえた合同点検及び対策の検討・実施、交通安全教育について方針を策定する。

学校における通学路の安全点検

各学校において、児童の視線に立って通学路の安全点検を実施し、交通危険箇所を抽出する。

交通危険箇所のとりまとめ

市町村教育委員会は、各学校で抽出した交通危険箇所をとりまとめ、関係機関と合同点検を実施する必要がある危険箇所を抽出する。

合同点検の実施

市町村教育委員会は、警察、道路管理者、学校関係者等と合同点検の日程調整を行い、合同点検を実施する。

登校時間帯点検の実施

児童の登校状況、交通量等を把握する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーが登校時間帯の点検を実施し、学校に対策等を助言する。

学校単位の連絡協議会

学校関係者、関係機関、地域住民により構成され、個々の危険箇所対策について協議・検討する。必要に応じて地域の総意として対策を要望する。

学校における交通安全教育の実施

各学校において、歩行環境シミュレータを活用した安全教育を実施する。

Ⅱ 通学路安全推進事業の紹介

1 事業が行われることとなった背景

- (1) 平成24年4月、京都府亀岡市で集団登校の列に自動車が突入し、多数の死傷者を出した交通事故が発生するなど、全国的に登下校中の児童が巻き込まれる重大交通事故が相次いで発生した。

こうした事故の発生を防ぐには、交通安全指導や集団登下校などの学校のソフト面での対策だけではなく、道路・交通行政によるハード面での対策が必要であり、警察や道路管理者等の関係機関と連携した取組が求められた。

- (2) 平成24年に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁による通学路の危険箇所に関する緊急合同点検を実施し、これに基づく対策の検討を行った。

本県では、561箇所の危険箇所対策が必要とされ、学校及び関係機関による対策が進められた結果、平成27年3月末で511箇所が対策済みとなっている。

2 事業の目的

上記の背景を踏まえ、通学路における安全を確保するため、対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会及び関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討及び交通安全教育を行うものである。

3 事業の内容

- (1) 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県教育委員会、県道路管理者、県警察本部及び大学関係者等の学識経験者により構成される推進委員会を開催する。

推進委員会は、市町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣を決定する。

- (2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、道路整備や警察行政など、交通安全の確保に関する専門的な知見がある有識者を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、市町村に派遣する。

通学路安全対策アドバイザーは、小学校における通学路の安全点検への立会い・助言や連絡協議会における具体的な対策の検討・立案に関する助言等の支援を行う。

- (3) 連絡協議会の開催

市町村教育委員会は、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成される連絡協議会を開催し、通学路安全対策アドバイザーによる専門的な見地からの指導・助言の下、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案を行う。

- (4) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、通学路安全対策アドバイザーを含む交通安全教育の専門家の協力の下、児童に対する交通安全教育を実施する。

4 具体的な実施内容

(1) 学校による通学路の交通危険箇所点検

各小学校において通学路の点検を行い、児童の視線で交通危険箇所を抽出する。

(2) 関係機関との合同点検

市町村教育委員会は、各学校において抽出された危険箇所を精査し、関係機関と対策を検討する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーの派遣を受けて合同点検を実施する。

合同点検は、市町村教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等の参加により実施する。

(3) 通学路安全対策アドバイザーによる登校時間帯の危険箇所点検

危険箇所における児童の登校状況、交通量等について通学路安全対策アドバイザーが点検し、学校での対策及び関係機関に要望する対策について学校に助言を行う。

(4) 連絡協議会の開催

合同点検を実施した結果、特に対策を検討する上で地域住民と協議が必要である危険箇所を有する小学校において連絡協議会を開催する。

連絡協議会では、地域住民との合意形成を図りながら、関係機関等と対策について検討する。

(5) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、児童の道路横断中の事故が多いことを踏まえ、通学路安全対策アドバイザー等の協力の下、道路横断時の危険を疑似体験できる歩行環境シミュレータ等を活用した交通安全教育を行う。

(6) 事業の普及啓発

事業を実施した状況、成果、課題等について実践事例集を作成し、県内の全小学校等に配付して普及啓発を図る。



Ⅲ 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県道路管理者、県警察本部及び大学関係者等の学識経験者により構成される推進委員会を開催した。

1 第1回推進委員会

(1) 開催日時

平成27年6月18日（木） 午後1時30分から午後3時まで

(2) 開催場所

秋田県庁第2庁舎 4階 高機能会議室

(3) 開催内容

ア 平成27年度通学路安全推進委員会要綱の制定

緊急合同点検の枠組みを活用し、計画的、継続的な取組を推進する「通学路安全推進事業」の円滑な実施を図ることを趣旨とした要綱を制定した。

委員長には学識経験者として、秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授浜岡秀勝氏が選任された。

イ 通学路安全推進事業の実施地区の選定と事業内容説明

平成27年度に事業を実施するモデル地域に横手市を選定し、通学路安全対策アドバイザーを派遣しての合同点検や危険箇所に対する実地調査、学校連絡協議会、道路横断のシミュレータ等を活用した交通安全教育の実施について事務局が説明した。

ウ 通学路安全対策アドバイザーの委嘱

前年度に引き続き、元秋田県警察官の松塚氏の委嘱について説明した。

エ 事業に関する意見

浜岡委員長からは、「通学路安全確保のためのPDCAサイクルは非常に重要である。その地区の取組を次の地区に引き継ぎながら実施して欲しい。」

「国土交通省の生活道路における物理デバイスの検討委員会に出席し、いわゆるハンプや道路を狭くする狭窄など、車のスピードを落とすための対策についてどのように設置すればよいかというガイドラインを作ろうとしている。7月末をめどにまとまる予定であり、できたら皆さんにお知らせすることで、物理デバイスを作りたいときはそれを参考にしていきたい。」との意見があった。

通学路安全対策アドバイザー

松塚 柁見 氏

元秋田県警察官
(平成20年退職)
交通部交通規制課長兼
交通管制センター長を
歴任



2 第2回推進委員会

(1) 開催日時

平成28年1月19日（火）

午後1時30分から午後3時まで

(2) 開催場所

秋田県庁第2庁舎 8階 81会議室

(3) 開催内容

ア 合同点検の実施結果について

横手市19校・58箇所で行った合同点

検の結果として、通学路としての道路状況や関係機関の対策、アドバイザーからの助言等について説明した。

イ 連絡協議会の開催結果について

連絡協議会で対策の検討等を行った2校の取組状況について、事務局が説明をした。

ウ 交通安全教育の実施結果について

校長や警察官、アドバイザーによる道路横断時の注意点や交通安全講話、歩行環境シミュレータで道路横断時の危険性についての疑似体験による交通安全教育結果について説明した。

エ 本事業の成果

浜岡委員長からは、「各関係機関が集まって合同で点検し、話し合う機会を作っていることが本事業の成果ではないか。昨年、今年と小学生自らが体験をするという踏み込んだ内容になったのは新たな進歩ではないか。この3年間しっかり続けてきて、4年、5年と続いていくような良い流れができている。これが非常に大きな成果である。」との話があった。



平成27年度通学路安全推進委員会 委員名簿

	所 属 及 び 役 職	氏 名
委員長	秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授	浜岡 秀勝
委 員	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所道路管理課長	鈴木 恵吉
委 員	秋田県建設部道路課環境維持班主幹	佐藤 朋章
委 員	秋田県警察本部交通部交通規制課課長補佐	武田 博克
委 員	横手市PTA連合会会長	泉谷 悟
委 員	横手市教育委員会学校教育課上席副主幹	岩瀬 司
委 員	秋田県教育庁義務教育課指導主事	高橋 正史
委 員	秋田県教育庁南教育事務所指導主事	島田 智
委 員	秋田県教育庁保健体育課長	木浪 恒二

Ⅳ 合同点検

各小学校で抽出した危険箇所のうち、関係機関と対策を協議する必要がある箇所について、通学路安全対策アドバイザーの助言を得ながら、道路管理者、警察と合同で点検を実施した。

1 実施日

平成27年8月5日（水）から8月24日（月）までの間の7日間

2 実施場所

○横手市内の通学路危険箇所58箇所

- ・ 国道13号 （1箇所）
- ・ 国道107号 （2箇所）
- ・ 県道・市道（55箇所）

3 参加機関

○道路管理者

- ・ 国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所
- ・ 平鹿地域振興局建設部工務課
- ・ 横手市建設部建設課
- ・ 増田地域局増田地域課

○横手警察署

○横手市教育委員会

○教育庁保健体育課

○横手市小学校（19校）

4 各学校の主な合同点検実施箇所

◇浅舞小（交通量多く狭い通学路）



◇吉田小（見通しが悪い交差点と狭い橋）



◇十文字第一小（歩道車道の境界ない交差点）



◇植田小（高速車両が行き交う県道）



◇十文字第二小（狭い主要通学路）



◇横手南小（横断歩道がない通学路交差点）



◇黒川小（高速車両が行き交う変則十字路）



◇金沢小（交通量多く横断時危険）



◇醍醐小（歩道がない狭い踏切）



◇睦合小（道幅狭く用水路あり危険）



◇雄物川小（横断歩道が片側で危険）



◇大雄小（横断歩道がない危険な通学路）



◇大森小（登校時交通量多く横断時危険）



◇山内小（橋の欄干が低く危険）



◇境町小（交通量多く横断時危険な横断歩道）



◇朝倉小（交通量多く横断時危険な横断歩道）



◇旭小（交通量多く横断時危険な横断歩道）



◇栄小（歩道山側の法面が危険）



◇増田小（狭隘な通学路交差点）



合同点検実施状況一覧表

学校名	点 検 箇 所	道 路 状 況	対 策	結 果
横 手 南 小	市道中央線	交通量が多い割りに道幅が狭く、降雪期は特に危険である。途中の踏切は歩行空間も狭く年間を通じて危険である。	排雪作業の重点化による道路幅員の確保。神明町横手市神明社前から横山町わんぱく館入口までグリーンベルト標示の検討。	排雪作業の重点化を継続実施。グリーンベルトはH28年度以降予定。
	市道馬場八王寺線	十字路でどちらが優先道路か分かりにくい。	交差点部分にドットライン標示の検討。	ドットライン対策済み。
	市道駅東線	横断歩道がなく危険である。	横断歩道の設置を要望。	朝の通学状況の実地調査の結果、児童への安全指導で対応。近くの横断歩道を通行するよう指導。
朝 倉 小	県道大曲横手線	横断歩道はあるが、交通量が多いため、横断する際非常に危険である。児童の待機場所が少なく危険である。	県道に設置してある誘導ポールを車道側に移動。滞留のためのライン標示の検討。	道路改良工事に合わせ、ポールの移動を検討。ライン表示対策済み。
旭 小	市道条里跡般若寺線	清水町方面から登校する児童が横断する場所であるが、車がスピードを出しやすい。	路面に「横断者注意」標示の検討。注意看板設置の検討。	路面標示はH28年度実施に向けて検討。注意看板設置H28年度予定。
	市道城野岡赤坂線	交通量が多く、横断する際大変危険である。	路面に「横断者注意」標示の検討。注意看板設置の検討（片側）。	路面標示はH28年度実施に向けて検討。注意看板設置H28年度予定。
	市道上長田赤坂線	一部道幅が狭く、通行する際注意を要する。	片側を外側線とグリーンベルト表示の検討。	道幅が狭いため、外側線やグリーンベルトの設置は非常に困難。通学路として使用しない。
栄 小	市道条里跡般若寺線	三本柳字碓	排雪作業の重点化による歩道幅員の確保。	日中除排雪作業を重点的に行い歩道幅員を確保。
	市道堤美砂古線	大屋新町字中野	降雪期は歩道に吹き溜まりが生じる場合があり登下校に支障をきたしている。	今冬の状態を確認し、必要に応じてH28に検討。
	県道金沢吉田柳田線	柳田字八郎小屋	交差点に向かって右側歩道の山寄りの土留めが傷んでいて危険である。	支障木伐採対策済み。児童への安全指導で対応。
境 町 小	市道静町上小屋幹線	全線	道幅が狭く、安全上の設備がない。	①H28実施に向けて検討。 ②検討中。
	市道境中央線	全線	道路改良工事中であるが、完成までの間、登下校時の安全の確保を図る必要がある。	工事のため、外側線引きは難しい。工事区間の安全対策の徹底。
	県道大曲横手線	上境字空原	横断歩道はあるが、交通量が多いため、横断する際非常に危険である。	「横断者注意」対策済み。
黒 川 小	県道大曲横手線	杉目字北小屋	横断歩道はあるが、交通量が多いため、横断する際非常に危険である。	「横断者注意」対策済み。
	県道大曲横手線	黒川字一本木	交通量が多く、車の速度が速い。横断歩道がなく、反対側にある歩道に横断する際、大変危険である。	H28年度予定。コーン設置は横断歩道等の設置後予定。
	県道大曲横手線	黒川字上和田野	横断歩道はあるが、カーブになっているため見通しが悪い。交通量が多く、車の速度も速いため、横断する際、大変危険である（交通事故多発地点）。	児童への安全指導で対応。随時スピード違反車両の取り締まり実施中。
金 沢 小	県道大曲横手線	黒川字鶴巻田	横断歩道はあるが、車のスピードが出やすく交通量が多い。余目方面や学校方面への道が変則的にあり、バスの乗降の際、危険を伴う。	・H28年度実施に向けて検討。
	県道金沢吉田柳田線	安本字安本	交通量が多く、横断する際大変危険である。	ドットライン対策済み。横断旗設置予定。
	市道厨川御所野線	金沢中野字金沢	交通量が多く、横断する際大変危険である。注意喚起の看板は設置済。	H28年度予定。

増田小	市道増小正門線 および四閑線	増田字七日町、関ノ口	道幅が狭く脇道や大きな道路との交差もあり接触事故が多い。	一時停止線標示の補修。景観に配慮した路面標示（グリーンペルト等）の設置検討。	学校連絡協議会で、都市計画区域外ヘグリーンペルト設置予定。都市計画区域内は工事計画に合わせて検討。一時停止線対策済み。
	県道川連増田平鹿線	増田字田町、福嶋	道幅が狭く電柱が邪魔になる箇所や脇道も多く、児童との接触の危険がある。	景観に配慮した路面標示（グリーンペルト等）の設置検討。	学校連絡協議会で、都市計画区域外ヘグリーンペルト設置予定。都市計画区域内は工事計画に合わせて検討。
	県道植田平鹿線	下鍋倉字下都	交通量が多いにも関わらず道路幅が狭く危険である。近くの横断歩道も消えかかっている。	歩道の設置及び路面標示（グリーンペルト）の設置検討。横断歩道表示の補修。	一部歩道設置工事中（H27用地補償）、路面標示は継続検討（横断歩道・ドットライン対策済み）。
浅舞小	市道田中本町裏線	浅舞字浅舞	道路が狭く歩道と車道の区別がなく危険である。	児童への交通安全指導。道路標示（外側線）の設置検討（水路反対側 1m幅）。	児童への安全指導で対応。水路反対側 1m幅に外側線対策済み。
	市道107西線	浅舞字浅舞	交通量が多いにも関わらず歩道と車道の区別がなく危険である。本町橋が狭いため危険である。	児童への交通安全指導。橋外側歩道設置要望。	児童への安全指導で対応。グリーンペルト対策済み。歩道設置は橋の長寿命化計画に合わせて検討。
	国道107号	樽見内字相川野	柄内の子どもたちが国道107号を渡って反対方向のバスの集合場所に渡るときに横断歩道がない。	バス停留所位置の変更を検討。	バス事業者と協議。バス停の位置により横断歩道設置の有無を検討。
吉田小	市道黒川田ノ植線	生涯学習センター付近 交差点上吉田字館尻	見通しが悪く、横断の際に危険である。橋の幅も狭い。	通学路標示の設置検討。	朝の通学状況の実地調査の結果、児童への安全指導で対応。「通学路」標示の設置検討。
	県道横手東由利線	上吉田字竹原	十字路の見通しが悪く、樹木のため暗く危険である。道幅が狭く、歩道もない。	歩道の設置。北側の枝払いの実施。	歩道設置工事中。北側枝払いは検討中。
	市道川登蟹沢線	上吉田字田ノ植	カーブで道幅も狭く、三叉路で見通しも悪く、車の往来も多めで危険である。	路面標示（ゼブラゾーン）の設置及びコーンの設置検討。一時停止線の再標示。	ゼブラゾーン対策済み。一時停止線はH28年度予定。
醍醐小	県道横手東由利線	中吉田字蟹沢西	横断歩道が不鮮明であり横断に危険。	横断歩道の再塗装。	工事に合わせてH28年度予定。
	市道大橋田町線	醍醐字太茂田（踏切）	踏切直前に堰があり、柵等がついていない。	踏切前後の落下防止対策の検討。	・検討中。
	市道三嶋馬鞍線	醍醐字馬鞍地区	側溝がむき出し・道が狭い・狭い三叉路。	①交差点への側溝蓋の設置検討。 ②交差点への路面標示（グリーン帯）の設置検討。	①②H28年度実施検討。
雄物川小	市道大橋田町線 市道阿弥陀田村 中1号線	平鹿町醍醐字三嶋地区 ～阿弥陀田地区	堰がむき出しで深い。	①路面標示（外側線）幅の拡幅とグリーンペルト標示の検討。 ②転落防止柵等の設置検討。 ③児童への交通安全教育。	①H28年度実施検討。 ②H28年度実施検討。 ③継続実施
	国道13号	醍醐地区（醍醐交差点 ～大橋交差点）	路肩が狭く降雪期における歩行者空間が確保されていない。	歩道の整備と消融雪施設の設置検討。	予算要求
	市道旭町中島線	沼館字沼館	十字路交差点の横断歩道が片側にしか無く、児童が変則的に横断している。	路面標示（グリーンペルト）の設置延長検討。	児童への安全指導で対応（行きは左側、帰りは右側通行。グリーンペルト対策済み）。
大森小	市道今宿中島線	今宿字鳴田	十字路交差点の横断歩道が片側にしか無く、児童が変則的に横断している。	児童への交通指導（グリーンペルト通行）。信号機設置検討。	児童への安全指導で対応。信号機設置は検討中。
	市道菅生田福祉 エリア線・市道 白天園東西線	大森町字菅生田	大森病院や南部シルバーエリアに往来する車が多く、「学童ふれあい」に徒歩で横断する児童が大変危険である。横断歩道の新設、又はグリーンペルトの設置をお願いしたい。	降雪期に融雪剤散布の徹底。	融雪剤散布の徹底。
	県道大曲大森羽後線	板井田字五庵屋館	県道大曲大森羽後線は、朝夕は特に交通量が多く、境田地区の児童が県道を横断する際に大変危険である。横断歩道の新設をお願いしたい。	西側歩道を通行（児童への安全教育）。	児童への安全指導で対応。
	県道大曲大森羽後線	袴形字袴形	県道大曲大森羽後線は、朝夕は特に交通量が多く、袴形地区の児童が県道を横断する際に大変危険である。横断歩道の新設をお願いしたい。	直近の横断歩道移設の検討。	・検討中。

学校名	点 検 箇 所	道 路 状 況	対 策	結 果
十文字第一小	市道十三合線	車道と歩道の境界が不明で危険である。	路面標示（外側線）の設置検討。一時停止線の再塗装。	外側線引きはH28年度以降予定。一時停止線再塗装はH28年度予定。
	市道梨木古内線	車道と歩道の境界が不明で危険である。	路面標示（外側線）の設置検討。	H28年度以降予定。
	市道西原亀田線	歩道が狭く、自転車通行も多いことから危険である。	児童への安全指導の徹底。	児童への安全指導で対応。
	市道三重線	道幅が狭く登下校時間帯は交通量も多い。	路面標示（グリーンベルト）の再塗装及び延長。	グリーンベルト対策済み。
十文字第二小	上鍋倉字清水田、字輪大道西、十五野新田字増田道東、字富沢屋布上の交差点（富沢入口、十五野団地入口付近）	県道・市道等が複雑に交差するため、交通量の多い時間帯は通行が難しく危険。	横断歩道の設置及び横断歩道停止線（2か所）設置検討。コーンの設置検討（民家側）。	H28年度予定。コーン設置は横断歩道等の設置後予定。
	市道西下中の村線	交通量も多く歩車道の区分がなく危険である。	路面標示（グリーンベルト）の設置検討。	H28年度以降予定。
	県道植田平鹿線	横断歩道はあるが、交通量が多く危険。道幅が広い。ため、スピードを出す車が多い。スクールゾーン表示やスピード減の表示がほしい。	横断歩道付近のスノーポール撤去。道路標識（警戒・速度制限）の新増設検討。路面標示（ライン標示）の設置検討。速度規制の検討（範囲）。	朝の通学状況の現地調査及び学校連絡協議会で、交差点付近への「ゼブラ帯」と「横断者注意」の設置、速度規制標識の設置場所の変更と増設を検討。ドットライン、ポール撤去対策済み。
	市道西下中の村線	登下校の際、一ツ屋方面へ横断する児童がいるが、横断歩道がない。カーブが近く見通しが悪い。	横断歩道の移設検討。	H28年度予定。
植 田 小	市道三重植田線	道幅が狭く歩道がない。朝夕の交通量が多く、冬場は特に心配。	路面標示（片側グリーンベルト）の設置検討。外側線を狭める。速度規制の強化。	道幅が狭いため、外側線やグリーンベルトの設置に関して警察と協議予定。速度規制は未定。
	市道睦合造山線	歩道沿いに防風雪壁がないため、冬学期間に吹きだまりができやすく、歩行が危険である。	排雪作業の徹底による道路幅員の確保。	日中除排雪作業を重点的にを行い歩道幅員を確保。
	県道57号十文字羽後鳥海線	登下校の車の往来が多いため、低学年の児童が横断するのは危険である。	押しボタン信号機の設置要望。横断旗の設置検討。	信号機不可。横断旗設置予定。
	市道木下中村線	道幅が狭く、用水路もあり、徒歩での登下校が危険である。	路面標示（外側線）幅の拡幅。	H28年度以降検討。
睦 合 小	市道睦合造山線	横断歩道はあるものの、待機するスペースがなく危険である。	路面標示（ゼブラゾーン）の設置検討。	H28年度以降検討。
	市道相野々駅前線	縁石付きの正規の歩道は中間の部分だけ、学校に近い部分は、車道と歩道が取り外し可能な柵で仕切られている。積雪期になるとその柵が取り外され、仕切りがなくなる。	除排雪作業の徹底による歩道幅員の確保。路面標示（グリーンベルト）の設置検討。	日中除排雪作業を重点的にを行い歩道幅員を確保。グリーンベルトはH28年度予定。
	市道鶴ヶ池線	一部ガードレールの無い区間があり危険である。また、降雪期になると道幅が狭くなる。	児童への交通安全指導（岸の反対側を通行）。沿線の柵れ松処理。	児童への安全指導で対応。柵れ松処理対策済み。
	国道107号	国道107号相野々橋と並行して歩道が設置されているが、橋と歩道の間に転落防止柵がなく、危険である。	安全施設（防護柵）の設置検討。	防護柵対策済み。
山 内 小	県道横手東成瀬線	県道横手東成瀬線相野々橋の欄干が低く、大変危険である。	児童への交通安全指導（注意喚起）。欄干の嵩上げ要望。	児童への安全指導で対応。欄干嵩上げは検討中。
	県道野崎十文字線	変則のX字形の交差点。スピードを出す車が多く、見通しが悪い。	登下校時の通行の側の検討。通行ルートへの路面標示（ドット標示）の検討。	児童への安全指導で対応。ドットライン対策済み。
	大雄字耳取	横断歩道がなく、危険である。	路面標示（ドット標示）の設置検討。	センタ一部へ十文字マーク設置を検討したが、変則十字路のため効果が期待できない。ドットラインを主道路に引く。雪消え後速やかに実施。
	市道折橋四津屋線	横断歩道がなく、危険である。	横断歩道の設置要望。交差点センター部への路面標示（十字マーク）設置検討。	道路改良工事に合わせ実施予定。児童への安全指導で対応（信号機横断歩道通行）。
大 雄 小	市道条里跡般若寺線	信号のある交差点と、平行している裏道の十字路。スピードを出す車が多く、安全な横断がしづらい。	市道南側への路面標示（グリーンベルト）の設置。児童への交通安全指導（信号機横断歩道の通行）。	

V 登校時間帯の点検

合同点検を実施した危険箇所のうち、登校時間帯における交通の実態と児童の登校状況を把握する必要がある場所を通学路安全対策アドバイザーが点検し、学校が実施する対策と関係機関に要望する対策について助言した。

1 実施月日及び実施場所

実施小学校	実 施 日	実 施 場 所
横手南小学校	9月16日（水）	市道駅東線（セブンイレブン横交差点）
植田小学校	10月5日（月）	県道植田平鹿線（二ツ橋入口交差点）
吉田小学校	10月19日（月）	市道黒川田ノ植線（生涯学習センター付近交差点）

2 実施状況

通学路安全対策アドバイザーが児童の登校実態と交通量等を調査し、学校でとるべき対策、関係機関に要望する対策等について助言した。

学校に助言した主な対策としては、看板の設置、道路標示要望、安全ボランティアの確保、児童への通学路の変更指導の徹底等であった。



横手南小学校



吉田小学校



植田小学校



VI 通学路安全推進会議の開催

平成24年、全国で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議した。引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、平成26年6月「横手市通学路交通安全プログラム」を策定した。

同プログラムにより、本年度の通学路安全推進会議を下記のとおり開催した。

第1回通学路安全推進会議

1 会議の開催

平成27年6月23日（火） 午前11時から正午まで

2 開催場所

横手市役所条里南庁舎会議室

3 協議会の構成

- | | |
|------------------|--------------|
| ・ 横手警察署 | ・ 横手市建設部 |
| ・ 国土交通省湯沢河川国道事務所 | ・ 横手市校長会、教頭会 |
| ・ 平鹿地域振興局建設部 | ・ 横手養護学校 |
| ・ 横手市まちづくり推進部 | |
| ・ 横手市PTA連合会 | |
| ・ 横手市教育委員会 | |

4 協議内容

(1) 「学校の通学路の安全確保について」経緯について

平成27年度の1回目の会議開催にあたり、これまでの通学路の安全確保に係る取組状況等を説明した。

(2) 平成26年度通学路合同点検に係る対策実施状況について

平成26年度に行った合同点検8校47箇所対策の実施状況を説明した。状況としては、完了又は完了見込が37箇所（79%）、検討中8箇所（17%）、対策の予定無2箇所（4%）となっており、検討中の8箇所の道路管理者等から、今後の見通しについて報告が行われた。

(3) 平成27年度通学路の安全対策の取組内容について

交通安全プログラムにおいて、合同点検の時期等については、市内の小学校を2つのグループに分け、それぞれ2年に1回実施する計画であった。本年、文部科学省委託「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」を活用して、合同点検や交通安全教育を実施する計画を説明し了承された。

第2回通学路安全推進会議

1 会議の開催

平成27年11月9日（月） 午前11時から正午まで

2 開催場所

横手市役所条里南庁舎会議室

3 協議内容

(1) 通学路合同点検の概要について

平成27年8月5日（水）から24日（月）までの7日間で全小学校において実施した合同点検の結果、19校58箇所の対策必要箇所の状況を報告した。また、合同点検において現地調査の必要な3校3箇所について、アドバイザーや学校関係者立会いのもと登校時の現地踏査の状況についても報告した。

(2) 交通安全教室の概要について

平成27年9月9日（水）から10月22日（木）までの14日間で全小学校において実施した交通安全教室の状況を報告した。三次元CGによる模擬的交通環境を再現できる歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を使用しての安全な横断歩道の渡り方を1、2年生等の低学年を対象として1,517人が体験した。

(3) 通学路安全推進連絡協議会の概要について

10月29日（木）植田小学校を会場に県道二ツ橋交差点の安全対策について、学校、道路管理者、警察、教育委員会が参加した連絡協議会で話し合われた内容について報告した。

(4) 通学路合同点検に係る対策内容について

(1)の概要で説明した19校58箇所の対策必要箇所について、今年度以降の実施予定の対策について、比較写真と位置図により説明した。委員からは、「現状と対策後と比較されており、分かりやすい。」「できるだけ早く対応していただきたい。」との発言があった。



Ⅶ 連絡協議会開催学校の取組

～横手市立植田小学校～

1 はじめに

横手市は横手盆地の南部に位置し、東は岩手県、西は由利本荘市に隣接し、皆瀬川を隔てて湯沢市、羽後町に接する。植田小学校は横手市の南西部に位置し、児童数57名、学級数6学級の小規模校である。植田小学校区の集落は15地区からなり、奥羽山脈の麓より緩く傾斜する扇状地の末端に位置する平坦地で、成瀬川、皆瀬川を水源とした灌漑用水による水田単作地帯である。

地域内には、県道が南北に2路線、東西に1路線が通っており、隣接する平鹿町や十文字町中心街、湯沢市などへ通勤する車の往来が多い。学校を中心に3km以内と比較的まとまった校区となっており、全児童が登校班で徒歩通学をしている。

2 学校における通学路の点検と安全指導

4月には、PTA生活指導部が中心になり、各地区の通学路・危険箇所の点検を行い安全マップの更新をしている。

また、4月15日（水）には十文字交番の警察官を招き全校交通安全教室を行った。1、2年生は学校周辺の通学路を実際に歩き、道路の安全な歩行や横断の仕方について学び、3～6年生は校地内の道路を使用して自転車乗車の実技を行い、交通ルールの確認と乗車技能の向上を図った。

更に5月の連休前には、各町内毎に親子会が中心となり、町内自転車安全教室を開催し、交通事故防止に努めている。

その他、4月上旬、9月中旬の全国交通安全運動期間に合わせてPTA会員・職員による街頭指導を行い、情報共有を図りながら、児童の安全確保に努めている。

3 合同点検及びアドバイザーとの実地調査状況

危険箇所として植田小学校から要望のあった「二ツ橋入口交差点」、「一ツ屋入口交差点」、「植田字越前地内道路」の合同点検を実施した。

(1) 合同点検と対策の検討

①点検箇所：「二ツ橋入口交差点」

現状：道幅が広く、スピードを出す車が多いため、横断が危険である。

対策の検討：児童の視界確保のため横断歩道付近のスノーポールを撤去する。横断歩道手前で追い越しを抑制するために交差点へドットラインを標示する。交差点に市道側への右折レーンがあるため、対向車線へ直進する際も交差点内をカーブしながら通過する車がある。そのため児童が横断する際、車が完全に停止し、併せて後続車にも注意する必要があることから、交差点内の道路標示や速度規制について検討をしていく。

②点検箇所：「一ツ屋入口交差点」

現状：一ツ屋方面から通学する児童がいるが、横断歩道がない。カーブが近く見通しも悪い。

対策の検討：横断歩道の移設を検討。

③点検箇所：「植田字越前地内道路」

現状：交通量が多いが、道幅が狭く歩道がない。

対策の検討：市道の道幅が狭いため、外側線やグリーンベルトの設置に関して警察と協議をする。

(2) アドバイザーとの実地調査

実地調査箇所：「二ツ橋入口交差点」

日時：平成27年10月5日（月）7時～8時

調査結果：植田小学校の児童8人が7時35分から37分にかけて、市道植田能平喜線の歩道から当該交差点の横断歩道を通行した。横断歩道手前で児童が待機していたが、数台の車はスピードを落とすことなく停止もせず通過して行った。交通量調査では、7時15分から7時45分までの市道及び県道を通過する車の台数は、県道では平鹿町から湯沢市方面が131台で



合同点検（8/6）



あった。7時25分から30分と30分から35分の26台が交通量のピークで、次いで7時40分から45分は25台であった。湯沢市から平鹿町方面は111台で、ピークは40分から45分の28台であり、市道から平鹿町方面への右折車は6台であった。この交通量調査から、主に県道への安全対策の必要性を認識した。また、この交差点付近の速度規制は、平鹿町方面から交差点過ぎまで40km制限、以降は50km制限となっていることから、速度規制区間の再検討と速度遵守のための標識の増設について検討することとした。



実地調査（10/5）

4 学校連絡協議会の開催状況

- (1) 開催日 平成27年10月29日（木）
- (2) 参加者 通学路安全対策アドバイザー、平鹿地域振興局建設部職員、横手警察署警察官、横手市建設部職員、植田小学校長・教頭、秋田県教育庁保健体育課職員、横手市教育委員会職員

- (3) 主な協議内容

- ア 重点箇所の状況について

- 「二ツ橋入口交差点」

市道植田能平喜線の歩道を通行してきた児童が県道の横断歩道を渡る際、制限速度が40kmであるにもかかわらず、スピードを超過して通行する車が多く大変危険である。また、湯沢市方面から来た車が市道へ右折するためのレーンがあるため、平鹿町方面から来た車が直進する際も、左へカーブしながら交差点を通過しなければならない。そのため、横断する際は車が完全に止まってから渡る必要があり、後続車にも注意を払う必要がある。交差点内の道路標示及び速度規制について検討する必要がある。

- イ 協議

比較的幅の広い交差点での横断者の安全を確保するため、交差点内に「ゼブラ帯」と「横断者注意」の道路標示の設置を検討する。

この交差点を通行する児童が8人と少数であるため、押しボタン信号機の設置は難しい状況である。

直進が続き見通しが良いことから、スピード超過の車が多い。速度計測を実施し、速度規制標識の設置場所と標識の増設を検討する。

児童が横断歩道を横断する時間帯に学校や地域ボランティアによる見守り活動を行うことで、ドライバーへの注意喚起を図る必要があるのではないかと。

降雪期における道路除排雪の強化を図り、冬期間の安全確保を図る。



連絡協議会（10/29）

5 今後に向けて

通学路安全推進事業の実施により、これまでの通学路合同点検が充実した取組となった。また、合同点検やアドバイザーによる実地調査、道路管理者、警察、学校と関係者が一堂に会し、それぞれの取組状況を説明することによる情報の共有、対策の進捗状況など十分な話し合いを行うことができた。

道路環境の整備については、合同点検を通じて継続して取り組む必要があるが、今後は、これまで以上に児童一人一人が「自分の身は自分で守る」ための交通安全に対する規範意識の向上や状況判断ができるようにするとともに、学校、PTA、地域が協力し、通学路の安全確保を図っていきたい。

～横手市立増田小学校～

1 はじめに

増田小学校は、児童数287名、学級数13学級（うち特別支援学級1学級）の中規模校である。増田小学校区は、横手市の東南に位置し、東は東成瀬村と南は湯沢市と隣接している。旧増田町は宮城県と岩手県に通ずる街道があったことなどから人と物の往来が多く流通の拠点として繁栄し、平成25年12月には町並みや内蔵が国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。これにより、観光客や車の往来が多く、にぎわいを増している。

通学方法は、徒歩及びスクールバスである。通学路が重要伝統的建造物群保存地区を通っており、平成26年度は、ゾーン30を設定し、景観に配慮した安全対策について検討しているところである。

2 学校における通学路の点検と安全指導

通学路については、年度初めに、担任が児童の自宅の場所を確認する「家巡り」の際に点検を行っている。その際新たに得られた情報を既存の危険箇所地図に追記し、それを基に町内子ども会で安全指導を行った。校区内危険箇所については、6月にPTA校外指導部の協力を得て再調査するとともに、注意喚起のための赤旗を設置した。

また、児童の安全意識の向上のために、4月24日、増田幹部交番と連携して交通安全教室を実施し、下学年は「歩行の仕方」、上学年は「自転車の乗り方」について学習をした。その後も、全国交通安全運動に伴い街頭指導を行ったり、増田交通指導隊などと連携して継続的に街頭指導や下校指導を行ったりすることで、地域との絆を深めながら児童の安全確保に努めている。

3 合同点検の状況

危険箇所として増田小学校から要望のあった「市道増小正門線・四関線」、「県道川連増田平鹿線」について合同点検を実施した。

(1) 合同点検と対策の検討

点検箇所：「市道増小正門線・四関線」及び「県道川連増田平鹿線」

現状：道幅が狭く脇道や大きな道路との交差もあり接触事故が多い。また、電柱が邪魔になる箇所も多く、車と児童との接触の危険がある。

対策の検討：この箇所については、平成26年度の合同点検でも確認しており、一時停止線標示の補修を行っている。また、当該道路は重要伝統的建造物群保存地区内を通っていることからグリーンベルト等の路面標示を設置を検討する際、景観に配慮した対策の検討が必要である。



合同点検（8/24）

4 学校連絡協議会の開催状況

- (1) 開催日 平成27年11月30日（月）
- (2) 参加者 通学路安全対策アドバイザー、平鹿地域振興局建設部職員、横手警察署警察官、横手市建設部職員、横手市まちづくり推進部職員、増田小学校長・教頭、秋田県教育庁保健体育課職員、横手市教育委員会職員

(3) 主な協議内容

ア 重点箇所の状況について

「市道増小正門線・四関線」及び「県道川連増田平鹿線」は、道幅が狭く脇道や大きな道路との交差もあり、接触事故等が多い。また、当該道路は重要伝統的建造物群保存地区内を通っていることから、近年車の通行量が多くなってきている。

昨年、ゾーン30規制を実施したが、重要伝統的建造物群保存地区であることから景観に配慮した路面標示について関係機関との対策と検討が必要である。



イ 協議

当該地区が重要伝統的建造物群保存地区に指定されており、都市計画区域内にあつては、景観づくりの基準に適合する必要があることから、現時点では計画区域外にグリーンベルトを設置することとし、都市計画区域内にあつては、事業の施工に併せて協議することとした。

5 今後に向けて

重要伝統的建造物群保存地区として指定されたことで、今後、都市計画に伴い環境整備が図られることとなり、通学路に係る安全対策の検討にあたっても多くの関係機関と協議を要することとなる。今回、学校連絡協議会を開催したことにより、道路管理者、警察、市、学校が交通安全に関する情報を共有したことは大変有意義であった。今後もスムーズな取組ができるよう対策を協議し、通学路の安全確保を図りたい。



連絡協議会（11/30）

VIII 「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教育

1 はじめに

通学路の安全対策に加え、児童の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、横手市内全19小学校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教室を実施した。

2 交通安全教室実施状況

学 校 名	実 施 日	対 象	人 数
横手市立浅舞小学校	9月9日(水)	1年	43
横手市立黒川小学校	9月14日(月)	全校	48
横手市立十文字第一小学校	9月15日(火)	1年	50
横手市立横手南小学校	9月16日(水)	1・2年	212
横手市立山内小学校	9月17日(木)	1・2年	37
横手市立睦合小学校	9月24日(木)	1・2年	33
横手市立境町小学校	9月24日(木)	全校	70
横手市立朝倉小学校	9月30日(水)	1・2年	125
横手市立金沢小学校	9月30日(水)	全校	62
横手市立醍醐小学校	10月5日(月)	1・2年	67
横手市立植田小学校	10月5日(月)	1・2・3年	25
横手市立栄小学校	10月6日(火)	1・2・3・4年	79
横手市立増田小学校	10月15日(木)	1・2年	89
横手市立十文字第二小学校	10月19日(月)	1・2・3・4年	60
横手市立吉田小学校	10月19日(月)	全校	163
横手市立旭小学校	10月20日(火)	1・2年	141
横手市立雄物川小学校	10月21日(水)	1・2年	123
横手市立大雄小学校	10月22日(木)	1・2年	64
横手市立大森小学校	10月22日(木)	1年	26

(計1,517人)

3 参加者

通学路安全対策アドバイザー、横手警察署警察官、秋田県教育庁保健体育課担当、横手市教育委員会担当、各小学校職員

4 概要

司会進行 横手市教育委員会学校教育課 上席副主幹 岩瀬 司
次第(基本)

- 1 校長先生の話
- 2 警察官の講話
- 3 歩行シミュレータ「わたりジョーズ君」体験
- 4 通学路安全対策アドバイザーの講話
- 5 児童の感想発表



増田小学校 (10/15)



朝倉小学校 (9/30)

5 歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験について

同シミュレータは、秋田大学とA P I株式会社が研究開発した、三次元C Gによる模擬的交通環境を再現し、実際の道路を横断しているかのような体験ができる装置である。体験者の身体運動・動作のタイミングを測定し、車道横断に必要な歩行能力と判断能力をチェックするとともに、体験後には、リプレイ映像の再生や結果表の出力により、交通安全に関する効果的な指導が可能となっている。

A P I株式会社営業グループの宮崎美帆氏の進行により、代表の子どもたち6人から10人が順番に体験を行った。体験にあたっては、「友達が体験しているときに、自分だったらどう行動するかを考えながら見ましょう。」と、子どもたちへ呼びかけることで体験者のみならず、参加者全員が横断をしているような感覚で活動を行うことができた。

今回体験した歩行環境シミュレータは、昨年まで使用していた初期型を改良したもので、C Gの再現がよりリアルになっている。状況も、冬の横断歩道、夕方や夜間の横断歩道、友だちがどんどん渡ってしまう場面も増えている。また、横断歩道付近に路線バスが停車して見通しが悪い場合の横断歩道の渡り方、横断歩道付近の小路から右折・左折する車両がある場合の横断歩道の渡り方などの設定もあり、通行する車両に注意しながら左右の安全確認を確実に行うなど、安全な横断方法を学ぶことができた。



旭小学校 (10/20)



栄小学校 (10/6)

6 通学路安全対策アドバイザーの講話について

登下校において気をつけなければならない次の3点について、実例を挙げてわかりやすく説明していただいた。

- ① 歩道を歩くときは、自転車も通行する場合があるので、歩道の端の田んぼ側や家がある側を歩くこと。歩道と車道を分けるブロックの上を歩いてはいけない。大きな車が来ると風で車道に落ちる場合があり、とても危険である。
- ② 押しボタン信号機のある横断歩道では、ボタンを押すと10秒で歩行者信号が赤から青にかわる。必ず押しボタンを押し、安全な状況で横断すること。
- ③ 狭い道路を歩くときは、手に持っている傘や手提げ袋などを振り回さないこと。振り回すと車のドアミラーにぶつかったり、引っかかったりしてとても危険である。



雄物川小学校 (10/21)

7 児童の感想

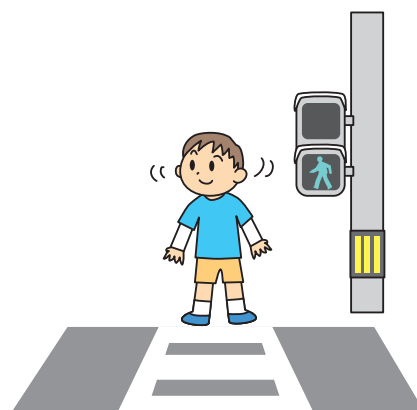
わたりジョーズくん、わたるれんしゅうをしました。わたしは、ふぶきのわたりかたをしました。くるまがいっぱいとおりました。はやあしでわたったのでくるまにひかれなくてよかったです。ほんとうのくるまにひかれないうにがんばります。

わたりジョーズくん、わたるれんしゅうをしました。ゆうぐれでくるまがいっぱいでした。わたろうとしたらくるまがきてひかれるところだったのでわたらないでまちました。みぎひだりをちゃんとみれてよかったです。これからもみぎひだりをよくみてわたります。

わたりジョーズくん、おうだんほどのわたりかたがよくわかりました。かえりのときやってみたら、みぎとひだりがみえやすかったです。わたしが一年生のとき手をあげてあるいていたけれども、いまは、手をさげてわたるのを知りました。わたりかたを、おしえてくれてありがとうございました。

わたりジョーズくん、おうだんほどのまんなかでも右左を見ることを知りました。わたりジョーズのおうだんほどは本とうにあるいているようでびっくりしました。

こう通あんぜん教しつでやってみたら車がいっぱいでちょっとこわかったです。男の子と女の子が「こっちこっち。」と言っていたけれども、ちゃんと車がこないか見てわたれました。またやりたいです。



わたしは、わたりジョーズくん、あさのじかんのわたりかたをすることができてよかったです。これからもよろしくおねがいします。

8 おわりに

今回の交通安全教室は、秋から冬へ季節が変わる9、10月の開催となったことから、春の交通安全教室で学んだことを思い出しながらの実施となった。様々な道路環境を再現できる「わたりジョーズ君」を活用したことにより、季節や朝夕の時間帯、交通量の多い交差点などで注意しなければならないことなどを真剣に友だち同士で学ぶことができた。

本事業を活用したことで、市内全小学校の低学年を中心にこれまでの交通安全教育の内容を振り返るよい機会となり、子どもたちの交通安全意識向上につながったと考える。

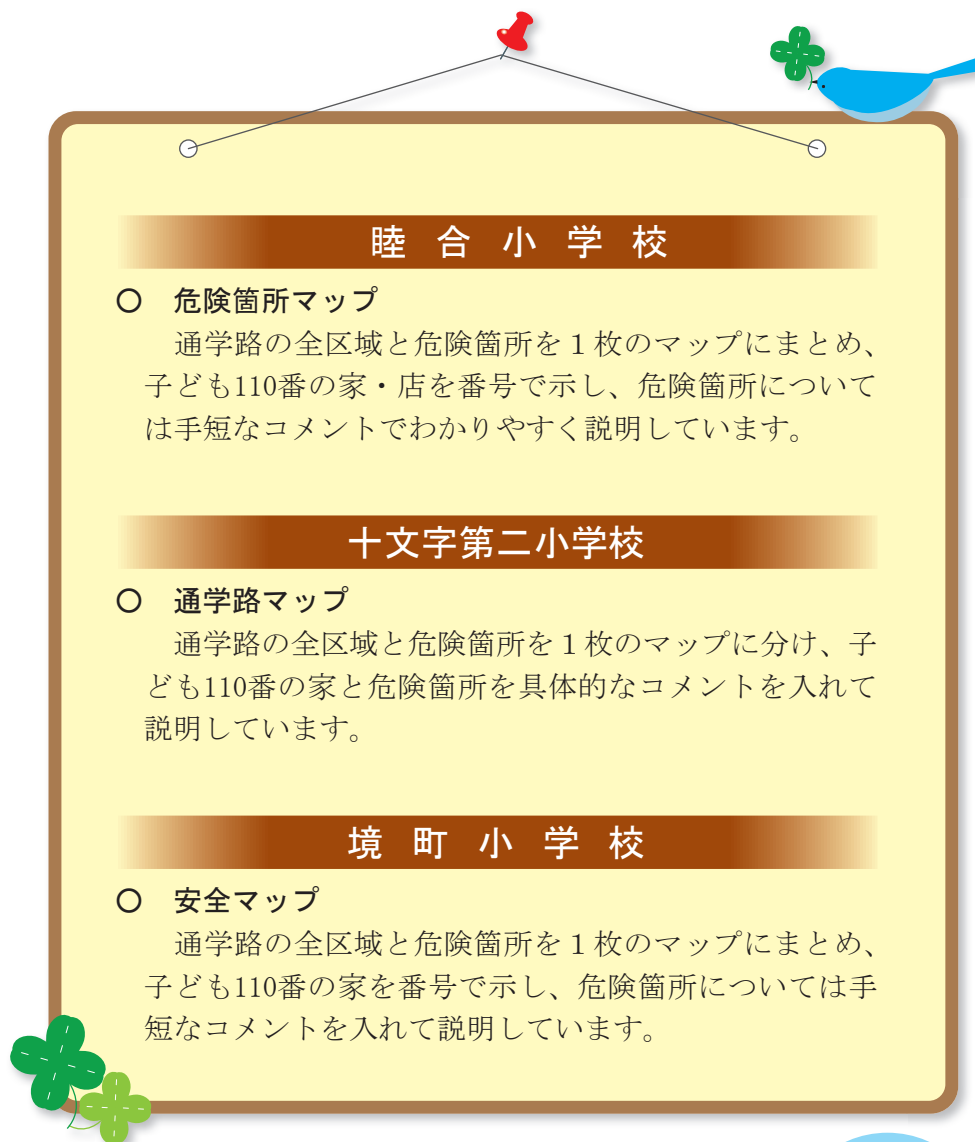
Ⅸ 通学路安全マップ

日々、児童が通う通学路は、安全で安心な道路でなければなりません。

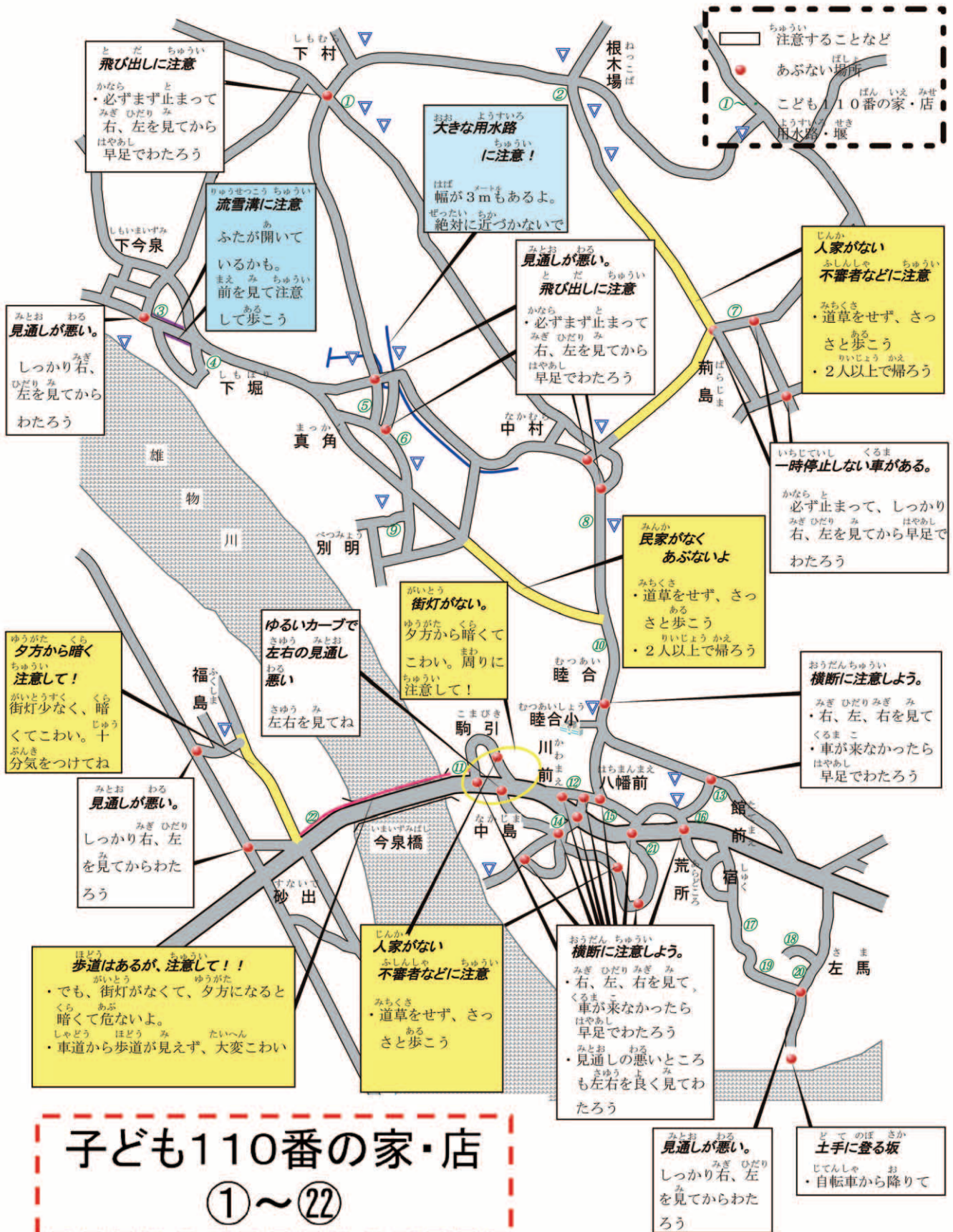
でも、通学路には、危険がいっぱいあります。

通学路の危険箇所を児童や保護者にわかりやすく示した横手市内の小学校の「通学路安全マップ」を紹介します。

みなさんの学校はいかがですか。



睦合小学校学区危険箇所マップ





- ・道路のはがせまくなり見通しちわるいので注意しましょう。
- ・大きな用水路があります。近くではあそびやすいようにしましょう。

- ・大きな水路あり注意
特にグループホームの裏の水路には絶対近付いてはいけません。
- ・冬は道はばかとでもせまくなります。車に注意してください。

※ 連絡は、午前6時
30分までしますが、
連絡がなく、不安な
場合は自宅待機して
ください。

- ものすごいスピードで走る車が多いので注意しましょう。
- 左右確認・手をあげて横断歩道を渡りましょう。
- 吹雪の時は見通しがわるいです。

ほとんど人気(ひとけ)がない。一人で遊ば

錫利理

通学路内には危険な場所、赤旗があります。そこに近づいてはいけません。

110 ① 子ども110番の家
(何かあったらかけこむ)

①～⑱



**ぼくわたしの
さかいまち
安全マップ**



通学路における緊急合同点検等実施要領

1 実施対象

全ての公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路

※通学路は、各学校又は教育委員会において指定しているものを指す。

なお、国立及び私立の小学校の通学路についても、各学校及び学校の設置者の判断により、公立に準じて実施する。

また、小学校及び特別支援学校小学部以外の公立学校並びに小学校以外の国立学校及び私立学校についても、地域や学校の実情等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

2 実施期間

下記3(1)及び(2)について、平成24年8月末までに実施する。

3 実施内容（フローチャート図 参照）

(1) 学校による危険箇所の抽出

学校は、保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、抽出した危険箇所の内容、学校として考える合同点検の可否を市町村教育委員会（特別支援学校小学部については当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会。以下同じ。）に報告する。

危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じて参考3に掲げる観点を参考としてください。

なお、本年度、既に、学校において、通学路の点検等を実施している場合は、その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

(2) 合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

市町村教育委員会は、学校からの報告を受けて、学校、保護者、道路管理者及び地元警察署による合同点検の実施を調整する。合同点検の実施に当たっては、できる限り地域住民等の参画を得るものとする。合同点検では、調整した危険箇所を点検し、その中から、学校、道路管理者及び地元警察署で協議の上、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出する。

なお、本年度、既に、学校、道路管理者及び地元警察署が合同で、通学路の点検等を実施している場合は、その実施内容や状況に応じて、その結果をもって合同点検及び対策必要箇所の抽出に代えることができる。

(3) 対策メニュー案の検討

市町村教育委員会及び学校は、相互に連携し、また、保護者等の協力を得て、(2)で抽出した対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得つつ、対策メニュー案を検討する。

(4) 対策案の作成

市町村教育委員会及び学校は、相互に連携し、また、保護者等の協力を得て、(3)で検討した対策メニュー案について、道路管理者及び地元警察署と連携・協力の上、地元住民との調整を図り、対策案を作成する。市町村教育委員会及び学校は、作成した対策案について、道路管理者及び地元警察署に対して要望を行う。

(5) 対策の実施

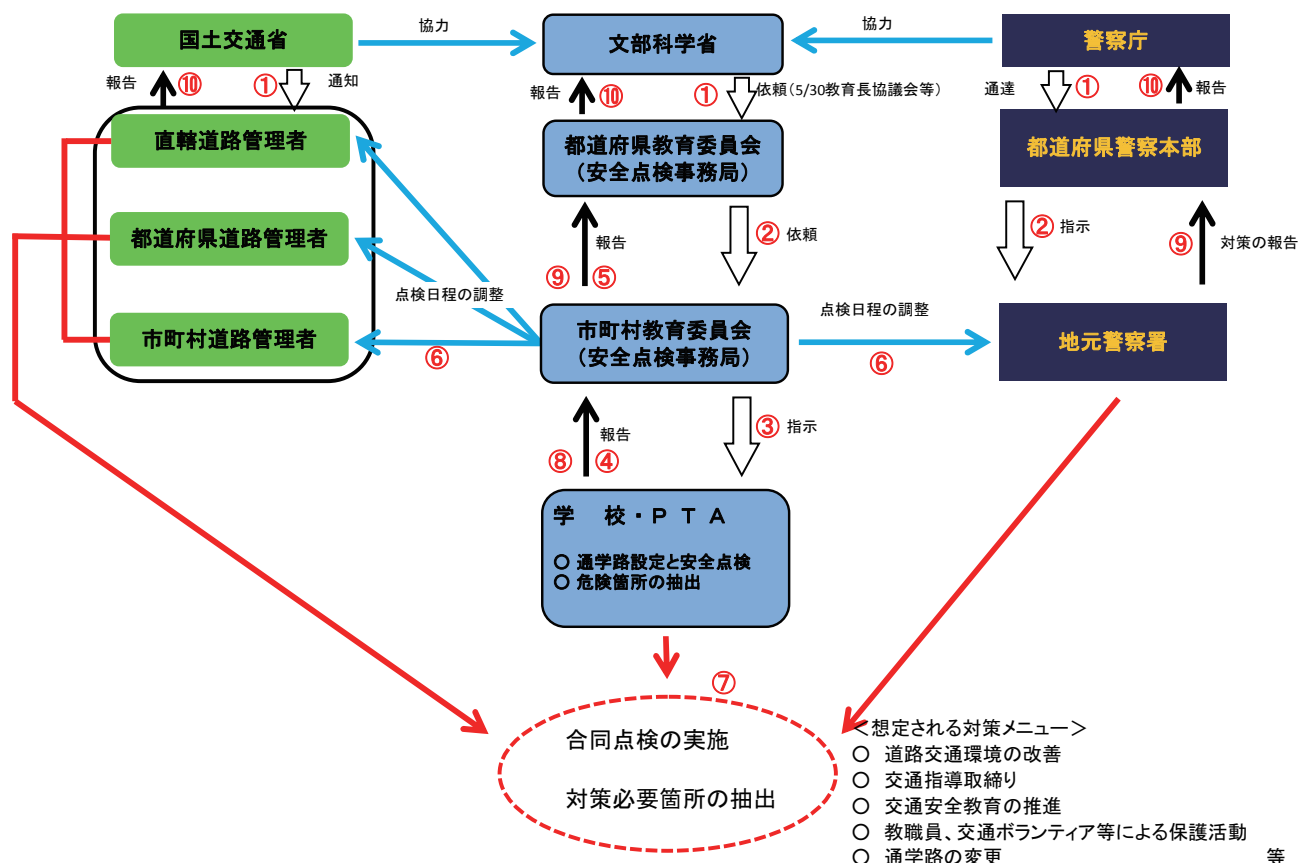
市町村教育委員会、学校、道路管理者及び地元警察署は、(4)で作成した対策案に従って計画的に対策を実施する。その際、市町村教育委員会及び学校は、保護者等と連携を図るものとする。

なお、上記(3)～(5)の対策の検討等に当たっては、防犯、防災等の側面にも留意する。

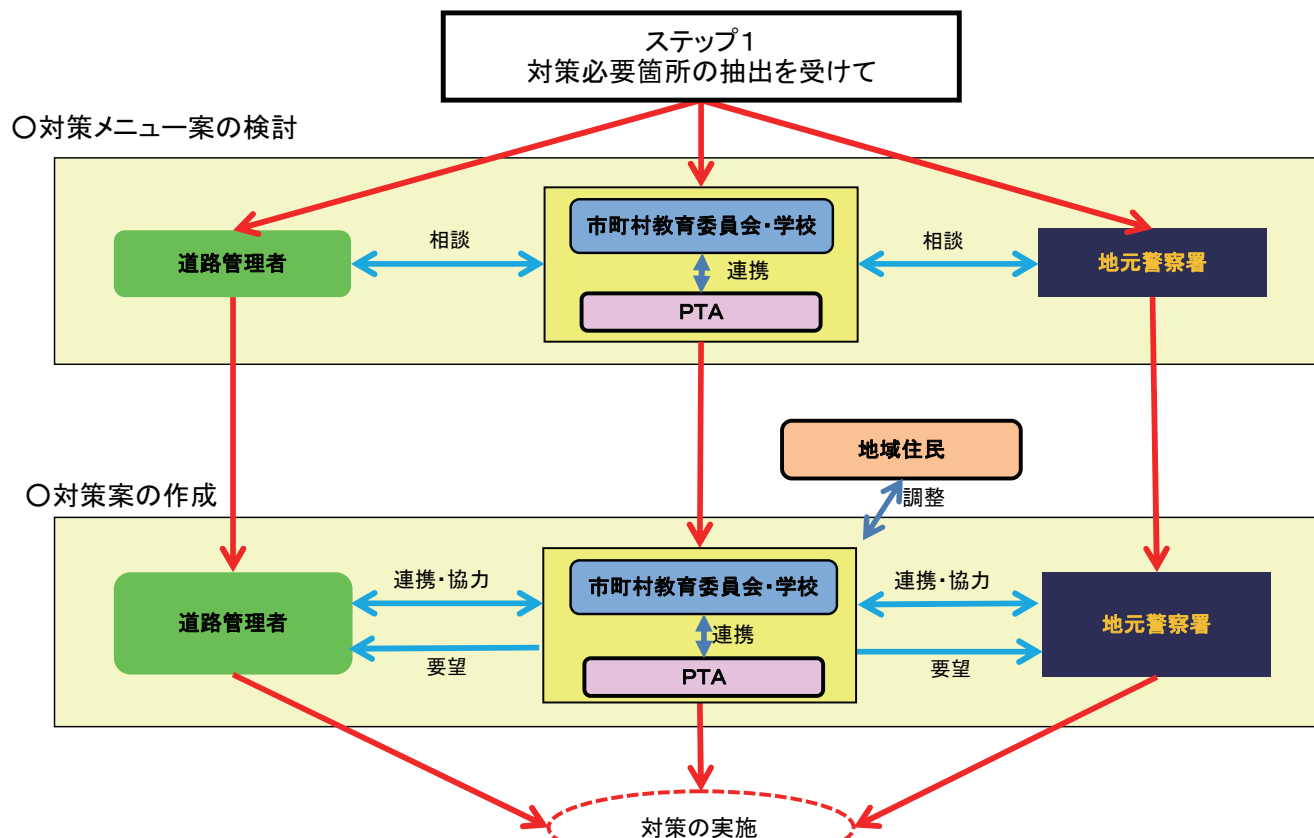
4 実施状況の報告

学校は、合同点検の実施状況等について、教育委員会による取りまとめを経て、文部科学省に報告する。報告する内容等については、別途連絡する。

ステップ1: 通学路における緊急合同点検の流れ



ステップ2: 緊急合同点検を受けた対策の実施検討の流れ



平成 25 年 12 月 6 日

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎

X 資料編

年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

平成27年度文部科学省委託
防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業
「通学路安全推進事業」実践事例集

平成28年2月発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
電話 018-860-5204 FAX 018-860-5207



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます